

# 飯塚市子ども計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

- (1) 件名  
飯塚市子ども計画策定業務委託
- (2) 業務目的、業務内容及び履行期間  
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方法  
公募型プロポーザル方式による随意契約

## 2 業務に関する費用(見積限度額)

- ・令和5年度 6,990,000円(消費税及び地方消費税を除く)
- ・令和6年度 2,950,000円(消費税及び地方消費税を除く)

## 3 参加資格

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと
- (3) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、飯塚市有資格者名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

## 4 スケジュール ※日時は変更する場合がある。

日 時	内 容
7月7日(金)	募集要領等の公表
7月14日(金)	質問受付期限(17時15分まで)
7月21日(金)	質問回答期限
8月7日(月)	参加表明書等提出期限(17時15分まで)
8月8日(火)	事前審査実施連絡(17時15分まで)
8月9日(水)	事前審査 ※くじ引きを行う場合は8月10日(木)
8月10日(木)	事前審査結果通知
8月28日(月)	プレゼンテーション審査 ※くじ引きを行う場合は8月29日(火)
8月30日(水)	プレゼンテーション審査の結果通知および公表
9月上旬	契約締結(令和6年度分については、令和6年度中に契約締結)

## 5 説明会

説明会は実施しない。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

#### ①受付期限

「4 スケジュール」のとおりとする。

#### ②提出方法

質問票(様式6)により、下記提出先のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

### (2) 質問に対する回答

「4 スケジュール」までに電子メールで回答し、後日市公式ホームページに掲載する。

## 7 参加表明書等の提出

### (1) 提出方法

開庁日の8時30分から17時15分までの間に持参又は書留郵便により提出すること。

### (2) 提出書類

※ただし、飯塚市の指名業者においては、指名願の登録時に契約課へ提出済の書類による確認ができるため、⑤～⑨までの書類は不要とする。

#### ①参加表明書(様式1)

#### ②企画提案書(様式2)

#### ③会社概要票(様式3)

#### ④業務実績調書(様式4)

#### ⑤履歴事項全部証明書(所轄法務局が提出から3箇月以内に発行した現状と相違のないもの。写しでも可)

#### ⑥役員等名簿及び照会承諾書(様式5)

#### ⑦国税・都道府県税・市町村税の納税証明書(未納額がないことが確認できるもので、提出日から3箇月以内に発行されたもの。写しでも可)

#### ⑧財務諸表(直近の決算のもの)

#### ⑨印鑑証明書(法人印、写しでも可)

### (3) 様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

### (4) 提出部数

各9部(原本1部、副本として、上記(2)①～④を8部)

原本にのみ参加希望者名(会社名)、代表者名を記載し、代表社印の押印をすること。

副本には、参加希望者名等が特定されるもの(ロゴ等)の記載は一切行わないこと。

### (5) 提出期限

「4 スケジュール」の日時のとおりとする。(必着)

### (6) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)により行うものとする。

提出期限は8月7日(月)17時15分とし、提出方法は上記(1)と同様とする。

### (7) 提出先・問合せ先

「14 担当部署」を参照のこと。

## 8 企画提案書(様式2)作成上の留意事項

- (1) 16 ページ以内、10 ポイント以上、A4 サイズ、長辺綴じとする。
- (2) 表紙・目次・本編で構成し、わかりやすく平易な表現を用いること。
- (3) 「10 審査基準及び配点」の審査項目を参照のうえ作成すること。

## 9 審査方法

提案書類等の審査は、飯塚市職員で構成する飯塚市子ども計画策定支援業務委託プロポーザルに関する委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)において行う。

### (1) 事前審査

参加希望者が5者以上となった場合は、提出書類に基づき委員会が審査し、4者選定する。

なお、参加希望者は事前審査の実施について一切の異議申し立てはできない。

①実施日は、「4 スケジュール」のとおりとするが、事前審査を行う場合のみ事前に電話及びメールにて連絡する。

②審査は、「10 審査基準及び配点」に基づき委員会委員がそれぞれ採点し、得点上位4者を選定する。

ただし、得点が満点の6割に満たない場合は失格とする。

なお、審査の結果、得点同数により4者を選定できない場合は、当該得点最下位者かつ得点同数者によるくじ引きにて選定する。(くじ引きの実施日は「4 スケジュール」のとおり)

③審査結果は、「4 スケジュール」の日時までに事前審査通過者のみに電話連絡のうえ、参加希望者全員に書面により結果を通知する。

### (2) プレゼンテーション審査

①実施日は、「4 スケジュール」のとおりとする。(詳細は、電話及びメールにて連絡する。)

②プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内とし、10分程度の質疑応答時間を設ける。(参加希望者名は伏せて行う。)

③参加人数は2名以内とする。

④プレゼンテーションにおいてスクリーン、プロジェクターは飯塚市が準備するが、パソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備し、事前にその旨を申し出ること。

⑤プレゼンテーション審査は、非公開とする。

### (3) プレゼンテーション審査手順

「10 審査基準及び配点」に基づき委員会委員がそれぞれ採点し、それらの合計点により算出された最高得点の参加希望者を受託候補者として決定する。

ただし、最高得点の参加希望者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募する。

なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、以下のとおりとする。

①「審査項目4 企画提案内容について」の得点上位者を受託候補者とする。

②①により得点同数がある場合は、当該得点同数者によるくじにて受託候補者を決定する。

### (4) プレゼンテーション審査結果の通知

審査の結果については、すべての参加希望者に書面で通知を行う。

なお、参加希望者はプレゼンテーション審査の実施について一切の異議申し立てはできない。

### (5) プレゼンテーション審査結果の公表

審査の結果については、審査終了後、以下の内容について市公式ホームページにて公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②受託候補者以外の総得点(社名等は非公開とする。)

## 10 審査基準及び配点

	審査項目	評価内容	配点	
事前審査項目	1 業務実績について	これまでの実績から本業務を遂行するノウハウを豊富に有していると評価できるか。	10	
	2 見積金額について	見積金額が適正なものとなっているか。	5	
	3 実施体制について	実施体制	本業務を迅速に遂行し得るために必要な人材、人数が確保可能と認められるか。	10
			法令や国の動向、他市事例などの情報収集及び情報提供の体制は十分か。	10
		会議等への支援体制	会議資料及び会議録の作成、市民意見（パブリックコメント）への対応策の助言等を円滑にサポートできるか。	10
	4 企画提案内容について	業務の趣旨、目的、内容の理解	子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律のほか、関係法令、社会的背景などを理解し、かつ、国の最新の動向を踏まえた提案となっているか。	10
アンケート調査に関する提案		現状認識が的確であり、本市の特徴や課題を捉えた効果的な調査項目が設定できる提案となっているか。	5	
		調査票の回収率向上の具体的な工夫や提案があるか。	5	
		アンケート調査結果等を事業計画策定にどのように活用するか等、効果的な手法等について提案があるか。	5	
計画の編成に関する提案		今後の進捗管理を考慮した構成及び本計画の効果を客観的に把握できる構成となっているか。	10	
独自提案		独自の提案がなされており、提案内容が本市の現状と課題、国の動向等を踏まえた適切なものか。	10	
業務全体に対する提案	スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・妥当性のある提案となっているか。	10		
合 計			100	

## 11 失格条項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (6) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱(平成19年告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合

## 12 契約

受託候補者と協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。

なお、提案内容は、発注者と受託候補者との協議により必要が生じた場合に修正することがある。

受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点者と契約の手続きを進めるものとする。

### 13 その他留意事項

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、最適任者を特定する以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号によるものを除き、原則公開とする。
- (6) 審査に関する経緯・内容・結果に関する問い合わせは一切回答しない。  
また、異議申し立てはできないものとする。
- (7) プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は、参加者の負担とする。

### 14 担当部署

飯塚市福祉部子育て支援課(担当 鶴田、谷)  
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号  
E-mail kosodate@city.iizuka.lg.jp  
電話番号 0948-22-5500(内線 1112)  
FAX 番号 0948-21-9508